

アスファルト混合物事前審査制度審査機関  
公募要項

平成24年12月

内閣府沖縄総合事務局  
開発建設部

## 目 次

1. はじめに	1
2. アスファルト混合物事前審査制度の概要	1
3. 実施期間に関する事項	2
4. 公募参加資格等	2
5. 申請書類について	3
6. 公募要項及び申請書類の交付等	3
7. 申請書類の提出等	4
8. 公募要項の内容についての質問の受付及び回答	4
9. 選定者の決定方法に関する事項	4
10. ヒアリングの実施	6
11. 公募の審査結果等について	7
12. 審査機関の指定について	7
13. その他	7
14. 申請様式集	10
15. アスファルト混合物事前審査制度実施要綱(別紙)	16

## 1. はじめに

アスファルト混合物事前審査制度(以下、「本制度」という)は、アスファルト混合所から出荷されるアスファルト混合物を審査機関が事前に審査認定することにより、従来の工事毎、混合物毎に実施してきた基準試験練り等を省略できる制度である。

本制度の運用により発注者、施工者およびアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化ならびにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的とするものである。

本要項は、沖縄総合事務局開発建設部長が審査機関を適正かつ公平に選定するために定めたものである。

## 2. アスファルト混合物事前審査制度の概要

本制度は、アスファルト混合物の事前審査を行うため、以下に掲げる内容を実施するものである。

なお、本制度の詳細については別紙、「アスファルト混合物事前審査制度実施要綱」によるものとする。

### (1)本制度概要

#### 1) 審査機関

アスファルト混合所で製造された加熱アスファルト混合物の品質確保について、審査機関が要領の定めに基づき事前に審査しその品質について認定を行う。

なお、審査機関の構成はアスファルト混合物事前審査委員会、及び事務局からなる。

#### 2)アスファルト混合物事前審査委員会(以下「委員会」という。)

審査機関内に設置され、申請資料及び供試体の試験結果について審査し、合否の判定を行い、審査結果を審査機関の長に報告を行う。

#### 3)事務局

審査機関内に設置され、事前審査の運営に係る業務を行う。

#### 4)立入調査員

立入審査及び立入調査を実施するものをいう。

#### 5)立会審査

申請時毎に立入調査員が確認試験用供試体のサンプリング・作製に立会、混合所の設備、材料、配合等を確認、調査する。

#### 6)立入調査

立入調査員がアスファルト混合所に立入、自主管理の状況、留意事項の処置等について調査を行う。

#### 7)審査及び合否の判定

事務局から提出された資料に基づき、アスファルト混合物の品質管理について、委員会が審査及び合否の判定を行う。

#### 8)認定

委員会の判定結果に基づき、審査機関の長がアスファルト混合物を認定する。

#### 9)指定審査機関

本公募要項に基づき応募した者から選定するものとし、沖縄総合事務局開発建設部長から審査機関として指定通知する。

(2) 本制度の実施体制

本制度の実施体制は、別紙、「アスファルト混合物事前審査制度実施要綱によるものとする。

(3) 事務局の主な業務

- 1) 委員会の運営に関する業務
- 2) 立入調査の運営に関する業務
- 3) 事前審査申請書類の受付及び書類審査に関する業務
- 4) 審査及び合否判定資料の作成に関する業務
- 5) 認定証の発行事務及び審査結果の公表・報告に関する業務
- 6) 試験機関の選定及び確認試験に関する業務
- 7) 立入調査の技術研修に関する業務
- 8) 共通試験に関する業務

(4) 運営費用について

本制度の運営費用については、アスファルト混合物製造者からの審査費用でまかなうものとし、年間当たりの審査費用については、委員会の承認を得るものとする。  
なお、審査費用については特段の事情が発生した場合に限り、委員会の承認を得たうえで改定できるものとする。

(5) 沖縄総合事務局開発建設部及び委員会は、本制度の運営等に関する費用及び運営等に起因する損害賠償について、一切その責を負わないものとする。

3. 実施期間に関する事項

本制度による審査機関としての指定期間は、以下のとおり予定している。ただし、沖縄総合事務局開発建設部長は、期間中においてアスファルト混合物事前審査制度実施要綱等に基づく業務遂行が著しく困難であると判断される場合や不誠実な行為等が認められた場合には、指定を取り消す場合がある。

**指定期間**：平成25年4月1日～平成29年3月31日まで

なお、平成25年2月上旬（審査機関指定通知日～平成25年3月31日までは、指定期間の当初より円滑に本制度の運営を行うための準備期間として、現在の審査機関から運用に関わる引き継ぎ、アスファルト混合物事前審査制度実施要綱等に基づく各種業務への同行及び助言等を受けることができる。

4. 公募参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書類の提出期限の日から審査機関決定の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (4) アスファルト混合物を製造する企業が審査機関に指定された場合には、自らが製造または資本関係・人的関係がある者が製造するアスファルト混合物について当該事前認定の審査をすることはできない。
- (5) 沖縄県内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- (6) 共同企業体で参加をする場合は、4. (1)から(5)に掲げる条件を満たした者により構成され、業務特性や地域特性に応じた分担業務となっている共同企業体であること。但し、構成員の数は3社までとする。
- なお、共同企業体については、出資比率、構成員、構成員により決定した代表者を明示した書類(書式自由)を申請書類に添付すること。また、選定された場合においては、指定までに共同企業体協定書を選定者へ提出しなければならない。(提出しない場合は指定しない)
- (7) 単体企業について重複申請は、認めない。(上記3. (1)から(5)の単体企業と、3. (6)の共同企業体として重複した申請、また複数の共同企業体の構成員となること)
- (8) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- (9) 次に掲げる資格のいずれかを有する予定管理技術者を、業務全般の統括を行う者として、指定期間中1名配置できること。
- ・ 技術士(総合技術監理部門(建設)または建設部門)
  - ・ 博士(工学)
  - ・ 一級土木施工管理技士
  - ・ 一級舗装施工管理技術者
  - ・ 土木学会特別上級、上級者又は一級技術者
  - ・ 公共工事品質確保技術者
  - ・ 公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質技術者(Ⅱ)の資格を有する者
  - ・ RCCM
- (10) 配置予定管理技術者の業務実績要件は、平成13年度以降において以下の実績を有すること。
- ・ アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関において管理責任者としての実務経験を4年以上有する者。(同種)
  - ・ アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関の立入調査員としての実務経験を4年以上有する者。(類似)
  - ・ アスファルトの混合所の製造・品質管理の実務経験または舗装工事の担当技術者としての実務経験が13年以上有する者。(類似)

## 5. 申請書類について

申請書類(下記の様式-1~6及びその他)の内容は下記の通り。

- ・ 公募参加申請書 (様式-1)
- ・ 沖縄県内に所在する業務拠点 (様式-2)
- ・ 業務実施体制 (様式-3)

- ・業務実施方針 (様式-4)
- ・技術提案 (様式-5)
- ・配置予定管理技術者 (様式-6)
- ・その他(必要な添付書類:配置予定技術者の資格、同種又は類似業務に従事及び役職、履行期間が確認できる資料の写し、4.(6)共同企業体関係)

## 6. 公募要項及び申請書類の交付等

### (1) 交付場所(担当部署等)

〒900-0006

(住所)那覇市おもろまち2丁目1番1号

内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課 品質評価係(担当係)

電話 098-866-0031(代表) 内線 (3266)

FAX 098-861-9914 Email [mitabi710@ogb.cao.go.jp](mailto:mitabi710@ogb.cao.go.jp)

### (2) 交付方法

上記(1)担当部署において交付する。

### (3) 交付期間

平成24年12月19日(水)から平成25年1月17日(木)までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日(土)~1月3日(木))を除く毎日、10時00分から18時00分まで

## 7. 申請書類の提出等

### (1) 提出先

6.(1)に同じ。

### (2) 提出方法

上記の担当部署へ持参または、託送(配達記録の残るもの)に限る。

### (3) 提出期間

平成24年12月19日(木)10時00分から平成25年1月17日(木)18時00分まで

## 8. 公募要項の内容についての質問の受付及び回答

(1)質問は、1)の場所に、2)の期間内に文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。(電送及び電子メールの場合には着信を確認すること。)

1)受付場所:6.(1)に同じ。

2)受付期間:平成24年12月19日(水)10時00分から平成25年1月10日(木)18時00分まで

(2)質問書の提出にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3)質問に対する回答は平成25年1月15日(火)18時00分までに、電送で行う。

## 9. 選定者の決定方法に関する事項

選定者とは、公募参加者のうち審査機関として選定された者とし、決定方法は、以下により行う

ものとする。

(1) 選定者を決定するための基準

選定者は、5. 申請書類をもって公募をし、下記(2)の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者とする。

上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、①技術提案の評価の高い者、②技術提案の評価が同じ場合は、実施方針の評価の高い者とする。なお、①及び②以外の場合は、当該者にくじを引かせて決める。

(2) 評価項目及び評価方法

評価項目は以下の3項目とする。

- ①配置予定技術者の資格及び専門技術力
- ②実施方針
- ③技術提案

(3) 評価値の算出方法

申請書類の内容に応じ、上記(2)①、②及び③の評価項目毎に評価を行い、その合計を技術評価点として与え、これを評価値とする。

なお、技術評価点の満点は100点とし、技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (①に係る評価点) + (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

(4) 評価の基準等

申請書類の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトに基づき評価する。

評価項目	評価の着目点				評価のウエイト	
	判断基準					
配置予定技術者の資格及び専門技術力	配置	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	技術者の資格、その専門分野の内容	①10 ②8 ③5 ④欠格	
	管理技術者			<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li> <li>・博士（工学）</li> </ul> <p>②以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級土木施工管理技士</li> <li>・一級舗装施工管理技術者</li> <li>・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者</li> <li>・（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）の資格を有する者</li> </ul> <p>③以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RCCM</li> </ul> <p>④上記以外</p>		
		専門技術力	業務執行技術力	実務経験の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関において管理責任者としての実務経験を4年以上有する者。（同種）</p> <p>②アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関の立入調査員としての実務経験を4年以上有する者。（類似）</p> <p>③アスファルトの混合所の製造・品質管理の実務経験または舗装工事の担当技術者としての実務経験が13年以上有する者。（類似）</p> <p>④上記以外</p>	①10 ②5 ③3 ④欠格
実施方針	業務理解度			<p>目的、条件、内容の理解度が高く優れている場合（実施項目について具体の手法等を含めた提案があ</p>	25	



			る)に優位に評価する。	
	実施体制		<p>下記の場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置する技術者の人数、配置時期及び代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。</li> <li>・担当する技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。</li> <li>・審査機関等関係者への円滑な伝達と共有のための手法が具体的に示されている場合。</li> <li>・本制度の運営において沖縄地区の実情を把握した上で業務の円滑な実施体制に関する提案が示されている場合</li> </ul> <p>なお、実施体制において、分担構成が不明確又は不自然な場合、体制が審査の履行にふさわしくない場合等、妥当性に著しく欠ける場合は選定しない。</p>	15
	実施手順・実施フロー		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務手順を示す実施フローの妥当性が高く工夫が図られて優れている場合に優位に評価する。</li> <li>・工程計画の妥当性が高く工夫が図られて優れている場合に優位に評価する。</li> </ul>	10
技 術 提 案	アスファルト混合物の安定した品質確保及び、審査・合否判定にあたっての留意点	的 確 性	<p>留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。</p> <p>なお、業務の的確性に著しく欠ける場合は選定しない。</p>	20
		実 現 性	<p>必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。</p> <p>なお、業務の実現性に著しく欠ける場合は選定しない。</p>	10
合計(技術評価点の配点合計)				100

## 10. ヒアリングの実施

ヒアリングでは申請書類に記載された以下の事項について質疑を行う。また、その結果については評価項目の得点に反映させる。

- (1)実施場所:沖縄総合事務局内会議室
- (2)実施日:平成25年1月21日(月)予定

(3)実施内容:出席者は配置予定管理技術者とする。なお、実施日時は追って連絡する。また、都合の合わない場合は、担当部署に申し出ることができる。

(4)ヒアリングにおける質疑内容

- 1)実施方針について
- 2)技術提案について

## 11. 公募の審査結果等について

(1)公募の審査結果は、応募者に平成25年1月30日(水)頃、電送にて通知する。

なお、本制度の公募の過程の透明性を確保するため、選定者の決定後、公募参加者から提出された申請書類の評価の結果、選定者の決定理由について公表するものとする。

(2)非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、沖縄総合事務局開発建設部長に対して非選定理由について書面をもって説明を求めることができる。書面の受付は6.(1)にておこなう。なお、回答は受付を行った日の翌日から起算して10日以内に書面をもって行う。

## 12. 審査機関の指定について

本制度の公募の審査結果において選定者を本制度の審査機関として沖縄総合事務局開発建設部長がすみやかに指定する。ただし、本制度の事務局としてその透明性、公平性、また事務運営の確実性に疑義が生じたり応募時に提出した提案書の記載内容に虚偽があり、事務局として適切でないと沖縄総合事務局開発建設部長が判断した場合は指定を行わない場合がある。

## 13. その他

(1)秘密の保持等について

- 1)公募参加者は、本公募の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2)公募参加者は、本公募処理の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ公募担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3)公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報その他知り得た情報を5.申請書類中の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本制度の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4)公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本公募終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5)取り扱う情報は、本公募のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、公募担当部署の許可なく複製しないこと。
- 6)公募参加者は、本公募終了時に、公募担当部署への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7)公募参加者は、本制度の遂行において貸与された公募担当部署の情報の外部への漏洩若

しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに公募担当部署に報告するものとする。

(2)再委託の取扱い

1)公募参加者は、本制度の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2)4.(7)の「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、公募参加者は、これを再委託することはできない。

①制度遂行管理、制度の手法の決定及び技術的判断等

3)指定者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理(単純な計算処理に限る)、などの簡易な業務の再委託に当たっては、公募担当部署の承諾を必要としない。

4)指定者は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、公募担当部署の承諾を得なければならない。

なお、再委託の相手方は、沖縄総合事務局開発建設部の工事ないし建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、沖縄総合事務局の指名停止期間中であってはならない。

(3)手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

(4)参加申請書等の作成、提出、ヒアリングに関する費用は公募参加者の負担とする。

(5)提出書類に虚偽の記載をした場合は、公募参加を無効とする。

(6)提出された申請書類は返却しない。なお、提出された申請書類は公募の選定以外に公募参加者に無断で使用しない。

(7)申請書類の提出後において原則として記載された内容の変更は認めない。(軽微なもの(誤植、資格(登録証)等の写しの添付忘れなど)で公募担当部署の了承を得たのみ該当部分の再提出を認める)

また配置予定管理技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には同等以上の技術者であることについて沖縄総合事務局開発建設部長の了解を取らなくてはならない。

(8)公募参加者は申請書類提出後、この公募要項についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 公募参加申請書

平成 年 月 日

沖縄総合事務局

開発建設部長 殿

提出者) 住所  
電話番号  
F A X  
会社名  
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署  
氏名  
電話番号  
F A X  
E-mail

平成〇年〇月〇日付けで公告がありました「アスファルト事前審査制度審査機関」に係る公募に参加したく資料（申請書類は様式-1～6及び添付資料）を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに申請書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(様式-2)

- ・ 沖縄県内に所在している業務拠点を1つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

## ・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：1者単独、共同企業体いずれにおいても業務の分担について記載する。

注2：共同企業体により業務を実施する場合は備考欄に共同企業体の構成員である旨を記述するとともに企業名等を記述すること。また代表者はその旨を記述すること。

注3：他事業者、建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

## ・配置予定技術者の業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者			
担当技術者	配置予定人数 人		

注：氏名にはふりがなをふること

(A4サイズ、1枚以内とする)

・業務実施方針

業務実施方針

○業務方針（目的、条件、内容）

○実施フロー

○実施手順（実施体制図を含む）

・ 工程表

（A４サイズ、２枚以内とする。）

注）様式－３に記載する実施体制に関する記述は除くこと

・技術提案

技術提案：アスファルト混合物の安定した品質確保及び、審査・合否判定にあたっての留意点

○留意点（着眼点、問題点、解決方法等）

(A4サイズ、1枚以内とする。)



## ・配置予定管理技術者

①氏名		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格及び実務経験			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（部門：                    分野：                    登録番号：                    取得年月日：                    ）</li> <li>・博士（工学）（取得年月日：                    ）</li> <li>・一級土木施工管理技士（登録番号：                    取得年月日：                    ）</li> <li>・一級舗装施工管理技術者（登録番号：                    取得年月日：                    ）</li> <li>・土木学会特別上級、上級者又は一級技術者</li> <li>・公共工事品質確保技術者</li> <li>・公共工事品質確保技術者に準ずる者</li> <li>・公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質技術者（Ⅱ）の資格を有する者</li> <li>・RCCM（部門：                    登録番号：                    取得年月日：                    ）</li> <li>・アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関において管理責任者としての実務経験を4年以上有する者。（同種）</li> <li>・アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関の立入調査員としての実務経験を4年以上有する者。（類似）</li> <li>・アスファルトの混合所の製造・品質管理の実務経験または舗装工事の担当技術者としての実務経験が13年以上有する者。（類似）</li> <li>・上記以外</li> </ul>			
注：資格はその証明書（登録証）等の写しを添付すること。			
⑤同種又は類似業務経歴（平成13年度以降最大2件）上記の実務経験に対応するものを記載			
業務分類	業務名	発注機関等	履行期間
実務経験 （従事機関名）		役職	従事期間
業務履行場所			
業務分類	業務名	発注機関等	履行期間
実務経験 （従事機関名）		役職	従事期間
業務履行場所			

注：同種又は類似業務に従事及び役職、履行期間が確認できる資料の写しを添付すること。

## アスファルト混合物事前審査制度実施要綱

### 1. アスファルト混合物事前審査制度の目的

この制度は、沖縄総合事務局開発建設部及び沖縄県土木建築部が発注する工事（但し、出先機関発注工事含む）において、アスファルト混合物の品質管理に関する基準試験等を事前に審査し、これを認定することによって各工事ごとの試験を省略し、もって監督職員、工事施工者及びアスファルト混合物製造者の省力化に資するとともに、アスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的とする。

### 2. 制度の施行

この制度は別に定める「アスファルト混合物事前審査要領」（以下「審査要領」という。）により施行するものとする。

### 3. 制度の手続きフロー

手続きフローについては、アスファルト混合物事前審査制度フローによるものとする。

### 4. 審査機関等

イ) 本制度を円滑に実施するために、アスファルト混合物事前審査機関（以下、審査機関という。）を設置し、その事務を行わせるものとする。

ロ) 審査機関は以下の業務を行うものとする。

#### （1）審査委員会及び事務局の設置

1) 審査機関は「アスファルト混合物事前審査委員会」（以下「審査委員会」という。）及び「アスファルト混合物事前審査委員会事務局」（以下「事務局」という。）を設置する。審査委員会は本制度の実施、運用に関する事項について審議し決議を行う。

事務局は審査委員会の運営及び関係する資料のとりまとめに関する一切の事務を行う。

2) 審査委員会は、学識経験者、舗装関係の有識者、行政機関（沖縄総合事務局、県）及び審査機関から構成し、委員長、副委員長及び委員は審査機関の長がこれを委嘱する。

#### （2）審査及び合否の判定

審査委員会は、申請資料及び供試体の試験結果について別に定める審査要領に基づき審査し、合否の判定を行うものとする。

#### （3）認定証の発行

審査委員会にて合格承認が得られたアスファルト混合物について、審査機関の長より当該混合物製造者に認定証を発行するものとする。なお、認定証の有効期間は発行日から1年間とする。

(4) 混合所への立入調査

審査委員会から委嘱された立入調査員は、審査要領に基づき混合物を製造する混合所へ立ち入り、製造設備状況や品質管理状況及び混合物目視観察等の調査を行うものとする。

なお立入調査は、申請時（新規及び更新時）及び認定期間中に原則として年1回以上（随時）行うものとする。

ハ) 試験機関

アスファルト混合物事前審査試験機関（以下、試験機関という。）については、指定された審査機関内に設置される審査委員会において決定し、指定するものであり、試験の実施にあたっては、審査要領に基づき行うものとする。

5. 基準試験等の省略

工事の施工において、審査機関より事前に認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合は、当該混合物の認定証を監督職員に提出することにより、品質管理に関する基準等を省略できるものとする。

6. 工事の発注及び品質管理

1) 発注者は、特記仕様書に下記の記載例に基づく記載をするとともに、別添の「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」を添付するものとする。

（特記仕様書記載例）

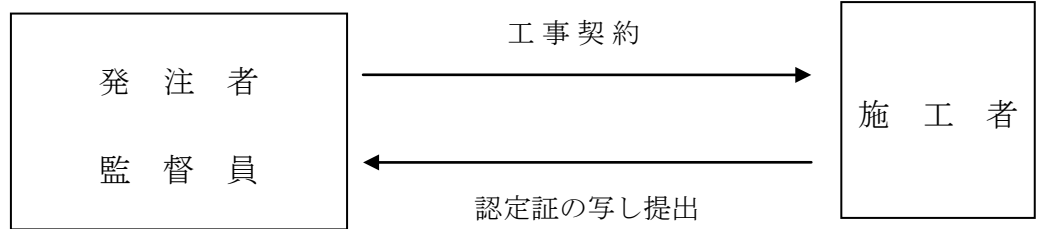
第〇〇条 加熱アスファルト混合物

請負者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下、「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合物を使用する場合は、別添の「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

2) 請負者は、事前審査で認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合は特記仕様書に基づき、別添の「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

アスファルト混合物事前審査制度フロー

【工事施工】



【事前審査】

